

講習会場

伏見ライフプラザ（名古屋市中区栄一丁目23番13号）

◇防災管理新規講習

◇甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習

◇甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習

6階 防火管理研修センター（受付、実技講習会場）

5階 鯉城ホール（講習会場）

※ 実技講習は、甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習のみです。

◇防災管理再講習

6階 防火管理研修センター（受付、講習会場）

【交通機関】

地下鉄 東山線又は鶴舞線『伏見駅』下車

【講習当日の連絡先】

防火管理研修センター 電話番号 052-223-0129

防火管理研修センター

〒460-0008

名古屋市中区栄一丁目23番13号

伏見ライフプラザ6階

（伏見ライフプラザは中消防署と同じ建物です。）

※ 専用の駐車場、駐輪場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

主な講習内容

◇ 防災管理新規講習

◎ 防災管理制度、自衛消防組織の設置、消防計画・自衛消防活動

◇ 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習

◎ 防火・防災管理制度、自衛消防組織の設置、消防計画・自衛消防活動、消防用設備等の取扱い（実技講習）

◇ 防災管理再講習

◎ おおむね過去5年間における防災管理に関する法令改正の概要、災害事例等の研究

◇ 甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習

◎ おおむね過去5年間における防火・防災管理に関する法令改正の概要、火災事例及び災害事例等の研究

受講上の注意事項

◇ 受講は申込者本人に限ります。

◇ 受付後、指定された席に着いてください。（指定された席に着いていない場合は欠席となります。）遅刻、欠講は認めません。

◇ 当日に体温測定等により体調を確認し、風邪症状等具合の悪い方は来場をお控えください。

◇ 当日は、受講票、筆記用具、本人確認書類、受講料*を持参してください。

※ 受講料の支払いは当日現金のみです。受付時の混雑防止のため、釣銭が出ないようご注意ください。

◇ 講習中の電話の取り次ぎ、呼び出しはいたしません。

◇ 実技講習には、放水を伴う消火体験等がありますので服装等にご配慮ください。（甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習のみ）

◇ 講習は名古屋市消防局の委託機関である、一般財団法人日本消防設備安全センターが実施します。

◇ 昼食は近くの飲食店をご利用ください。なお、お弁当をご持参の方は昼食会場が利用できます。（ただし席数に限りがあります。）

◇ 気象庁が発表する特別警報等の防災情報に対処して開催を中止等する場合の緊急情報は、講習開始までに、名古屋市消防局ウェブサイト及び一般財団法人日本消防設備安全センター名古屋事務所のホームページへ掲載いたします。

◎名古屋市公式ウェブサイト <https://www.city.nagoya.jp/shobo/page/0000008431.html>

◎日本消防設備安全センターホームページ（名古屋事務所） <https://www.fesc.or.jp/nagoya/>

名古屋市公式ウェブサイト（防火・防災管理に関する講習のご案内）

所在地・お問い合わせ先

お問い合わせは、下記消防署予防課又は名古屋市消防局予防部予防課（TEL 052-972-3542）までお願いします。

消防署	所在地	電話	消防署	所在地	電話
千種	千種区希望ヶ丘2丁目6番21号	052-764-0119	熱田	熱田区高蔵町4番9号	052-671-0119
東	東区筒井一丁目8番30号	052-935-0119	中川	中川区高畑一丁目224番地	052-363-0119
北	北区荻野通2丁目1番地	052-981-0119	港	港区千鳥一丁目11番19号	052-661-0119
西	西区児玉二丁目25番22号	052-521-0119	南	南区桜本町24番地	052-825-0119
中村	中村区大宮町1丁目53番地	052-481-0119	守山	守山区西新11番8号	052-791-0119
中	中区栄一丁目23番13号	052-231-0119	緑	緑区滝ノ水四丁目2007番地	052-896-0119
昭和	昭和区御器所通2丁目16番地の1	052-841-0119	名東	名東区野間町40番地	052-703-0119
瑞穂	瑞穂区北原町3丁目17番地	052-852-0119	天白	天白区原五丁目2506番地	052-801-0119

令和7年度

防災管理に関する講習案内

名古屋市消防局

消防法第36条に基づき準用する同第8条により、学校、病院、工場、事業場、百貨店など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物のうち、大規模なものの管理権原者（建物の所有者、賃借人など）は、**防災管理者**を定め、防災管理上必要な業務を行わせなければなりません。

防災管理者には資格が必要です

◇ 防災管理者に求められる地位

防災管理者となる方は、『**防災管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあるものとする**』と消防法施行令第47条において規定されています。

◇ 防災管理者に必要な法的資格

消防法施行令第47条では、防災管理者に必要な法的資格について定めており、消防機関等が実施する防災管理に関する講習の修了者又は防災管理者として必要な学識経験を有すると認められるもの等でなければ、防災管理者として選任することができません。その他、甲種防火管理講習の課程を修了している者又は必要な学識経験を有すると認められる者等でなければなりません。

防災管理者の選任を必要とする防火対象物

防火管理者の選任を必要とする防火対象物で、次に掲げるものです。ご不明な点は、裏面の所在地・お問い合わせ先までお願いします。

1. 学校、病院、工場、事業場など、用途が単一の防火対象物のうち、共同住宅、倉庫及び飛行機等の格納庫を除くもの（以下「**防災管理対象物の用途**」という。）で、次のいずれかに該当するもの

イ	地階を除く階数が11以上の防火対象物で、延べ面積が1万㎡以上のもの
ロ	地階を除く階数が5以上10以下の防火対象物で、延べ面積が2万㎡以上のもの
ハ	地階を除く階数が4以下の防火対象物で、延べ面積が5万㎡以上のもの

2. 飲食店、物品販売店、事業場など、用途が複合して存する防火対象物（**防災管理対象物の用途**に供される部分が存するものに限る。）で、次のいずれかに該当するもの

イ	防災管理対象物の用途に供される部分の全部又は一部が11階以上の階に存する防火対象物で、当該部分の床面積の合計が1万㎡以上のもの
ロ	防災管理対象物の用途に供される部分の全部が10階以下の階に存し、かつ、当該部分の全部又は一部が5階以上10階以下の階に存する防火対象物で、当該部分の床面積の合計が2万㎡以上のもの
ハ	防災管理対象物の用途に供される部分の全部が4階以下に存する防火対象物で、当該部分の床面積の合計が5万㎡以上のもの

3. 地下街で、延べ面積が1,000㎡以上のもの

講習の種類

◇ 防災管理新規講習

甲種防火管理新規講習の課程を修了した方が、防災管理者になるための資格を取得する講習です。

◇ 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習

甲種防火管理者と防災管理者になるための資格を併せて取得する講習です。

◇ 防災管理再講習

防災管理者に選任されている防災管理新規講習修了者が、一定期間内*に受講しなければならない講習です。

◇ 甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習

甲種防火管理再講習受講義務者（申込書裏面参照）で、かつ、防災管理者に選任されている防災管理新規（再）講習修了者が、一定期間内*に受講しなければならない講習です。

なお、甲種防火管理再講習又は防災管理再講習のいずれか一方のみ受講義務がある方も受講は可能ですが、すでに修了している講習分しか修了証は交付されません。

※ 防災管理再講習の受講期限は、『防災管理新規（再）講習の修了日から防災管理者に選任された日までの期間』が4年より長い場合は、選任された日から1年以内に、4年以内の場合は、講習修了日以後における最初の4月1日から5年以内に再講習の受講が必要です。その後は再講習修了日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに再講習の受講が必要です。

甲種防火管理再講習の受講期限は、防災管理再講習の受講期限と同様です。（防火管理者が防災管理新規講習の課程を修了した場合、甲種防火管理再講習の受講期限が延長されることがあります。）

講習日程

【防災管理新規講習】（定員 187 人）

- ◎ 講習日数は1日です。
- ◎ 講習当日、受付時に受講料として 4,100 円（手数料※ 1,500 円(非課税)、資料費 2,600 円（消費税等を含む。)) が必要です。
- ◎ 受付時間 午前 9 時から午前 9 時 30 分、講習時間 午前 9 時 30 分から午後 4 時 00 分
屋休憩：午前 11 時 40 分から午後 0 時 40 分

回数	実 施 月 日	申込締切日
第 1 回	令和 7 年 5 月27日(火)	令和 7 年 5 月12日(月)
第 2 回	令和 8 年 2 月17日(火)	令和 8 年 2 月 2 日(月)

【甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習】（定員 322 人）

- ◎ 講習日数は2日です。連続して2日間受講しなければなりません。
- ◎ 講習当日、受付時に受講料として 8,100 円（手数料※ 2,000 円(非課税)、資料費 6,100 円（消費税等を含む。)) が必要です。
- ◎ 受付時間 午前 8 時 45 分から午前 9 時 15 分、講習時間 午前 9 時 15 分から午後 5 時 15 分
屋休憩：1 日目 午後 0 時から午後 1 時、2 日目 午前 11 時 35 分から午後 0 時 35 分

回数	実 施 月 日	申込締切日
第 1 回	令和 7 年 4 月21日(月)及び同年 4 月22日(火)	令和 7 年 4 月 6 日（日）
第 2 回	令和 7 年 5 月14日(水)及び同年 5 月15日(木)	令和 7 年 4 月29日（火）
第 3 回	令和 7 年 7 月24日(木)及び同年 7 月25日(金)	令和 7 年 7 月 9 日（水）
第 4 回	令和 7 年10月20日(月)及び同年10月21日(火)	令和 7 年10月 5 日（日）
第 5 回	令和 8 年 1 月26日(月)及び同年 1 月27日(火)	令和 8 年 1 月11日（日）
第 6 回	令和 8 年 2 月12日(木)及び同年 2 月13日(金)	令和 8 年 1 月28日（水）

【防災管理再講習】（定員 48 人）

- ◎ 講習日数は半日（午後）です。
- ◎ 講習当日、受付時に受講料として 3,200 円（手数料※ 1,500 円(非課税)、資料費 1,700 円（消費税等を含む。)) が必要です。
- ◎ 受付時間 午後 1 時から午後 1 時 30 分、講習時間 午後 1 時 30 分から午後 4 時 00 分

回数	実 施 月 日	申込締切日
第 1 回	令和 7 年 5 月12日(月)	令和 7 年 4 月27日(日)
第 2 回	令和 8 年 2 月24日(火)	令和 8 年 2 月 9 日(月)

【甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習】（定員 187 人）

- ◎ 講習日数は半日（午後）です。
- ◎ 講習当日、受付時に受講料として 3,200 円（手数料※ 1,500 円(非課税)、資料費 1,700 円（消費税等を含む。)) が必要です。
- ◎ 受付時間 午後 1 時から午後 1 時 30 分、講習時間 午後 1 時 30 分から午後 5 時 10 分

回数	実 施 月 日	申込締切日
第 1 回	令和 7 年 5 月29日(木)	令和 7 年 5 月14日(水)
第 2 回	令和 7 年 8 月20日(水)	令和 7 年 8 月 5 日(火)
第 3 回	令和 8 年 2 月 5 日(木)	令和 8 年 1 月21日(水)

※ 手数料とは、名古屋市消防関係事務手数料条例に定める手数料をいいます。

受講申込み手続き

◇ 受講者要件

防災管理者に選任される事業所において管理的又は監督的地位の方

※ 定員を超える申込みが見込まれる際には、名古屋市に在住の方又は名古屋市内の事業所において防災管理者に選任される方を優先させていただく場合がありますのでご了承ください。

◇ 受講申込み

① 窓口申込み

名古屋市内各消防署及び消防署出張所並びに名古屋市消防局予防部予防課（中区三の丸三丁目 1 番 1 号名古屋市役所本庁舎 1 階）に備え付けの受講申込書に必要事項を記入し、直接お申込みください。

- ・受付時間 午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分
- ・消防署出張所は出勤等で無人となる場合があります。その際は、受付ができませんのでご了承ください。
- ・名古屋市消防局予防部予防課は、名古屋市役所の開庁日のみの受付となります。

② 名古屋市電子申請サービスから申込み又は郵送による申込み

下記の名古屋市公式ウェブサイトにて、申込方法を掲載しておりますので、案内に従ってお申込みください。

※ 受講が必要な講習種別に関するお問い合わせ等は、事業所が存する区の消防署予防課にご相談ください。

◎ **名古屋市電子申請サービスはスマートフォン等からでも利用できます。**
名古屋市公式ウェブサイト（防火・防災管理講習の電子申請について）
<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/404-39-1-1-0-0-0-0-0-0.html>



◇ 写 真

申込みに際しては、受講者の写真（写真データを普通紙に印刷したものも可）が 1 枚必要です。

※ 名古屋市電子申請サービスから申込みをされる場合は、申請フォームに従って写真データを添付してください。

《 写 真 》

4 cm

3 cm

- ・ サイズ 縦 4cm、横 3cm
- ・ 受講申込み前 6 ヶ月以内に撮影したもの
- ・ 正面上三分身像、無帽で、本人と識別できるもの
- ・ 裏面に氏名、生年月日を記入すること

◇ 再講習の受講申込みをする方へ

◎ 防災管理再講習

受講申込みの際には、防災管理新規講習の修了証（写し）又は防災管理再講習の修了証（写し）を持参してください。

◎ 甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習

修了している講習別の受講申込みの際に必要なもの及び受講後に交付される修了証は、下表のとおりです。

修了している講習	申込時に必要なもの（写し）	受講後の交付修了証
甲種防火管理新規講習及び 防災管理新規講習	・ 甲種防火管理新規(再)講習修了証 ・ 防災管理新規(再)講習修了証	・ 甲種防火管理再講習修了証 ・ 防災管理再講習修了証
甲種防火管理新規講習のみ	・ 甲種防火管理新規(再)講習修了証	・ 甲種防火管理再講習修了証

※ 甲種防火管理新規講習のみ修了している場合でも、すべてのカリキュラムの受講が必要です。

◇ 講習科目の一部受講免除

各講習において次に掲げる方は、講習科目の一部受講免除の申請をすれば、該当する科目の受講が免除されます。

- ・ 防災管理新規講習：自衛消防業務講習の既習者
- ・ 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習：防火対象物点検資格者講習、自衛消防業務講習又防災管理点検資格者講習の既習者

申請の方法等、詳細は次頁の名古屋市消防局予防部予防課又は消防署予防課までお問い合わせください。

※ 講習科目の一部受講免除の申請には、該当講習の資格者免状又は修了証の写しの提出が必要です。講習申込みの際にお持ちください。

◇ 注意事項

- ◎ 受講申込みは、講習日の 15 日前まで受付します。ただし、定員になり次第受付を締め切ります。
- ◎ 受講申込書は、申込みをされた講習日に限り有効です。日程を変更する場合は、再度お申込みください。
- ◎ 既納の手数料は返還いたしませんので、ご了承ください。
- ◎ 都合により欠席される場合は、申込先まで早急に連絡してください。（なお、受講申込書の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。）